

必ずチェック！最低賃金！

岩手県最低賃金

令和7年12月1日発効

時間額

1,031円

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

- すべての使用者は、雇用する労働者（パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めたとしても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額との差額を遡って支払わなければなりません。
- 最低賃金額の計算には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含みません。
- 断続的労働に従事する労働者等については、岩手労働局長の許可（最低賃金の減額特例許可）を受けることにより、最低賃金を減額した後の額が適用されます。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。なお、使用者は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

岩手県の特定(産業別)最低賃金

- 以下の6産業については、特定（産業別）最低賃金が設定されています。

※適用となる産業については、裏面を参照してください。

なお、次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 下記(ア)及び(イ)の業務に主として従事する者

産業名	時間額	発効日	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年 1月15日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	1,052 円	令和8年 2月1日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はバリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年 1月15日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰め業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、 巻線又はバリ取りの業務
自動車小売業	1,068 円	令和8年 1月15日	
各種商品小売業	1,031 円	平成28年12月11日767円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	
百貨店、総合スーパー	1,031 円	平成30年12月28日800円。岩手県最低賃金を下回っていますので、岩手県最低賃金が適用されます。	

詳しくは、岩手労働局労働基準部賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

岩手労働局労働基準部賃金室：019-604-3008

各労働基準監督署：盛岡：019-604-2530 宮古：0193-62-6455
釜石：0193-23-0651 花巻：0198-23-5231
一関：0191-23-4125 大船渡：0192-26-5231
二戸：0195-23-4131

岩手労働局ホーム
ページはこちら ➡



厚生労働省 岩手労働局

(R8.1)